

第三者評価結果の公表事項（児童養護施設）

第三者評価機関名

社団法人 熊本県社会福祉士会 福祉サービス第三者評価事業

施設名等

名称： 慈愛園子供ホーム

種別： 児童養護施設

施設長氏名： 原口 庄塑

定員： 90名

所在地： 熊本県熊本市中央区神水1-14-1

TEL： 096-383-3509

実施調査日

平成25年12月25日（水）～平成26年3月24日（月）

総評

特に評価が高い点

中・長期計画において、国の方針である「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進」に基づき、施設の小規模化と地域分散化が進められています。計画によると、平成25年度に施設内に小規模グループホームが1か所整備され、平成26年度以降に本体施設の定員減、小規模グループホームの追加整備、平成28年度から地域小規模児童施設も整備されるよう計画されており、施設の小規模化と施設機能の分散化を図り、より家庭的な環境の中できめ細やかな支援の実施を目指しています。

災害発生時における地域の協力体制が確立しています。施設は住民自治会に加入し、地域の消防署、警察、消防団等との連絡会の実施や避難訓練等に参加しており、施設の災害時に地域の住民や関係機関の必要な協力が得られるよう努力されています。また、職員が地域の消防団にも加入し活動をしており、種々の協力が得られるような環境を作っています。

地域との積極的な交流が実践されています。施設職員が校区自治会の運営委員や行事の際の実行委員に就任し地域との交流が図られています。地域の諸行事の企画の段階から当日の運営、片付けまで参加しており、地域住民から受け入れられ、頼りにされている存在になっています。また、校区独居老人昼食会、校区おせち宅配、シルバー独身者ひな祭り会等に施設の機能を提供しており、施設と地域住民と子どもとの交流を図り、施設に対する理解を深めて貰うとともに、施設の地域開放にも努めています。

今回の第三者評価受審をひとつの契機として、是非とも施設のレベルアップを図りたいとの強い思いが伝わってきました。例えば、「ライフストーリーワーク」や「コモンセンスペアレンティング」といった比較的新しい手法の導入にチャレンジされていることから、施設職員の熱意や積極的な姿勢を十分に感じ取ることができました。現在、取り組まれている各ホームのユニット化の効果も相まって、サービスの質の向上が期待されます。

心理的ケアが充実しています。臨床心理士は、各ホームからの要望を受けて個々の面接日時の調整後、月毎の心理面接予定表を作成した上で個別の面接を実施し、面接記録を整備するとともに、職員会議での報告を通じて全職員へ周知しています。また、年度当初に心理療法対象児童一覧表を作成し、職員会議で周知を図り、当該一覧表を児童相談所に報告することによって連携を深めています。

改善が求められる点

運営理念についての保護者や子どもへの説明が十分とはいえません。保護者については面談そのものが難しい状況ですが、何らかの機会を捉え説明をするか、事業計画書や広報誌等を配布する等の方法で周知されることを期待します。また、子どもへの周知については担当保育士より説明がなされていますが、障害のある子どもや低年齢児等に対しては、分かり易い説明資料を作成する等の工夫を期待します。

人事考課は行われず、現在は施設長が職員の平常業務から判断をされています。今後は考課基準を職員に明かし、客観的な基準に基づいた人事考課の導入を図ることが望まれます。

養育・支援の標準的な実施方法については、平成20年度に保育士業務マニュアルが策定され実践されてきましたが、その後の見直しが行われず、現在は活用されていない状況にあります。職員の支援の標準化を図るためにも早急なマニュアルの改訂・整備が求められます。

自己評価については、平成24年度から実施されていますが、評価結果を分析・検討し、改善策を得るというところまでは実施されていません。今後は自己評価、第三者評価の結果について、ケア向上委員会を中心に全職員が共通認識を持てる場を設け、どのような見直しを進めていくのか、課題の改善策や改善実施計画を策定し、さらにサービスの質の向上に向けた取り組みを強化されることが期待されます。

各ホームではホームミーティングが実施され、記録も整備されていますが、調理室並びに園内保育所でのミーティング記録が整備されていません。より良い支援のためにミーティングを行い、そこで話し合った内容を記録に留めておくことは大切なことであり、整備が望まれます。

日々の業務に真摯に取り組まれているのにもかかわらず、マニュアルや明文化された規程等の不備がみられます。サービスの標準化のためには各種マニュアルの存在は不可欠ですから、感染症に関する対応マニュアルや被措置児童等虐待の届出・通告制度についての対応マニュアルなどの整備が求められます。

第三者評価結果に対する施設のコメント

今回、第三者評価を受審して、サービスの標準化のための「マニュアルの整備」と「各種記録の重要性」について、特に学ぶことができました。

「マニュアルの整備」については、実習生に関して、実習指導者を配置し、窓口担当も決め手順に沿った受入れを行っているものの、それを明文化したマニュアルが不十分、「各種記録の重要性」については、文書保存・廃棄に関する規程の未整備や会議記録の抜け等がその例として挙げられます。

上記の他にも、今後においては、子どものプライバシー保護に関する規程の整備や人材育成のための職員一人一人についての個別の研修計画の導入、職員間の縦の繋がりの強化や外部監査の必要性等も含めて、今回気付かされた項目については真摯に受け止め、次回受審時に向けて、改善の努力を行って参りたいと思っています。

第三者評価結果（別紙）

（別紙）

第三者評価結果（児童養護施設）

1 養育・支援

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果
子どもの存在そのものを認め、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止め、子どもを理解している。		b
基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。		b
子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。		b
発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。		b

	<p>秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。</p>	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>8月を除き、毎月2回実施される職員会議において、個別のケース検討会が必ず実施されています。各月の第一回目は各ホームから、第二回目は各職種からの「事例検討発題シート」が提案され、会議を通しての職員間の共通理解が図られています。また、ケース記録は事務室内の鍵付きの保管庫に収納された上で、希望する職員は、その場で個々のケース記録を閲覧できるように整備されており、職員間の情報共有がきちんとなされている点が高く評価されます。現在、詳細な「アセスメントシート」を個人別に作成中であり、平成26年度より本格的に活用される予定です。子どもの心に何が起きているかを常に把握することは決して容易でないと考えられますが、完成したシートの活用のみならず、作成過程においても、個々人に対する理解がより深まり、さらに子どもの心に寄り添った支援が可能になるものと期待されます。日常生活を通じて、職員が積極的に子どもとの触れ合う時間を設けることによって、信頼関係構築に向けての努力がなされています。原則的な門限時刻を17:30に設定する一方で、部活動やアルバイトに取り組む高校生に対しては柔軟に対応されています。現在、施設のユニット化に積極的に取り組まれており、特に高校生等に関しては、秩序ある生活の範囲内で、子どもの意思を可能な限り尊重できるよう努力されています。各ホームで生活している幼児から高校生のグループに対して、基準を満たした職員配置がなされていますが、場面によってはマンパワー不足を感じるという職員の声があります。事故防止の観点からも、支援向上の観点からも、時間帯を考慮した勤務体制と子どもに対する適時・適切な声掛けが望まれます。子どもたちのつまずきや失敗の体験を大切にし、主体的に問題解決に取り組むことができるように、各ホームでのミーティングが有効に機能し、必要に応じたフォローが可能になっています。3歳以上児については法人内の幼稚園に就園させる一方で、園内保育所においては縦割保育が実施されていますが、保育を実践する上での年齢別の週案や月案等の保育計画が策定されていません。これらを徐々に整備した上で、より質の高い保育サービスが提供されることが望まれます。子どもの学びや遊びを保障する観点から、絵画・ピアノ・茶道・華道・合唱・学習などのボランティアを積極的に受け入れており、希望する子どもがそれらの指導を受けることができます。他方、子どもたちのニーズが十分に把握されているとは言えない面もありますので、ニーズの把握ができる機会を積極的に設定することが望まれます。小学生は地域の子ども会に、中・高校生の約半数が部活動に参加することによって、社会的ルールを習得できる機会が与えられています。今後、施設内で遵守すべきルール等について、子どもたちとの話し合いの場が設けられることが望まれます。</p>		

(2) 食生活	第三者 評価結果
<p>食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。</p>	b
<p>子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。</p>	b
<p>子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。</p>	b
(3) 衣生活	
<p>衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供している。</p>	b
<p>子どもの衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。</p>	b
(4) 住生活	
<p>居室等施設全体がきれいに整美されている。</p>	b
<p>子ども一人一人の居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。</p>	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p>	

夕食時間は、原則として18:00からと定められており、皆揃って、楽しく食事することが心掛けられています。一方で、部活動で遅くなる子どもについては、各ホームの電子レンジの利用によって温かい食事を摂ることができるように配慮されています。3ヶ月に一度、第三者委員が施設を訪れて、子どもたちと夕食を共にする機会が設けられているほか、ホーム担当職員が子どもを誘って外出に出掛けることもあり、食事を楽しむことができる多様な機会が設けられています。子どもの心身の状況や健康状態に配慮した食事が提供されています。一方で、残食状況や子どもの嗜好を把握するために定期的に検食簿に記録が残されているものの、当該結果が献立に反映されていないという職員からの意見が少なくありません。また、毎回の職員会議において栄養士が報告する機会が設けられていますが、調理師並びに栄養士のミーティング記録は書類として残されていません。これらの点を改善することによって、より質の高い食事が提供されることが望まれます。食器の使い方や食事マナー、食習慣の習得、食後の後片付けなどは、各ホーム担当職員の指導の下で行われています。また、年に数回、各ホームで献立を決めて食材を選び、係が買い物を担当した上でクッキングを体験する機会が設けられています。しかし、実施の頻度等は各ホームの職員の判断に任されていますので、一定の基準を設けた上で、子どもが主体性をもって取り組むことのできる環境整備が望まれます。基本的に夏季と冬季に、予算の範囲内で子どもたちに衣類が提供されており、中学生以上の子どもについては、各自の好みも反映された衣類の購入が認められています。

子どもの発達段階に応じた洗濯・アイロンかけ・衣類の補修等の機会が与えられていますが、現状では個人差が見られますので、機会の均等化が望まれます。日常的な居室の清掃は子どもが担当し、年末と年度末の2回にわたって大掃除が実施されています。高校生に対しては可能な限り個室を提供するといった配慮がなされていることは評価できます。しかし、各ホームの中には老朽化や劣化部分も認められますので、中・長期計画に基づいた保守・修繕が望まれます。平成25年度に1ホームがユニット化されたのに引き続き、平成26年度以降も各ホームのユニット化が計画されており、子どもたちにとっての住環境の整備が着々と進められています。

(5) 健康と安全	第三者 評価結果
発達段階に応じ、身体の健康(清潔、病気、事故等)について自己管理ができるよう支援している。	b
医療機関と連携して一人一人の子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	b
(6) 性に関する教育	
子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

園内保育所においては、幼児の健康状態が常に良好に保持されるように保育が行われていますが、SIDS(乳幼児突然死症候群)などについての専門知識を一層深めるとともに、子どもたちの睡眠チェック表を整備されることが望まれます。

うがいや排泄後の手洗いといった生活習慣について、各ホーム担当職員による指導が行われています。また、年3回程度、理容ボランティアが施設を訪れ、希望する子どもが理容サービスを楽しむよう配慮されています。

施設内外における危険箇所を図示した見取図が各ホームの玄関に掲示され、職員並びに子どもたちに注意喚起が促されています。しかし、子どもの発達段階に応じた危険物の取り扱いや危険物等から身を守るための十分な支援がなされているとは言い難く、今後の改善が望まれます。

毎朝、ホーム担当職員によって子どもの視診や触診が実施され、日々の健康状態が把握される一方で、毎年4月に定期的な健康診断が実施されており、子どもの健康状態や発育・発達状態が正確に把握されています。その上で、ホーム毎に保健記録が整備され、個人別の健康管理が適正に行われています。また、看護師の配置により、子どもが疾病等で通院する際に付き添うことが可能であり、医療機関との連携もスムーズに行われています。

感染症については、市販のテキストブックを用いて、各ホーム単位での知識の習得が図られています。今後は、感染症に対する対応マニュアルを整備した上で、職員間の周知徹底が望まれます。

危機管理・安全対策フローチャートが作成された上で各ホームに掲示されており、有事の際に関係機関の速やかな協力が得られるような体制が整備されています。

年1回、小学生3年生以上の子どもを対象とした性教育研究会を開催していますが、子どもの疑問や不安への対応は各ホームに委ねられています。今後、子どもの年齢に応じた性教育のカリキュラムを整備することによって、施設全体で性教育に取り組むことが望まれます。

全国児童養護施設サークル主催の「性教育に関する春季セミナー」に職員を派遣するとともに、職員会議において当該研修内容が発表され、職員間の共通理解が深められています。

(7) 自己領域の確保	第三者 評価結果
でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	b
成長の記録(アルバム)が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	b
(8) 主体性、自律性を尊重した日常生活	
日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの問題として主体的に考えるよう支援している	b
主体的に余暇を過ごすことができるよう支援している。	b
子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	b
(特に評価が高い点、改善が求められる点)	

子どもが身につける物や日常的に使用する物などは個人所有とされていますが、シャンプーなどの日用品については各自の好みに応じて施設が準備するまでには至っていません。完全な個別対応は困難と思われませんが、可能な限り好みに応じられるような施設としての取り組みが望まれます。

字が読めない子どもに対して、イラストマークの使用などによって所有物がわかるような工夫が必要とされますが、各ホーム共通の対応策が講じられていないため、改善が望まれます。

子どもの入所時以降の写真を用いて成長の記録（アルバム）が作成されていますが、子ども自身が随時見ることができる仕組みはなく、子どもの生い立ちの整理の前後に必要とされるフォロー体制が未整備の現状です。子どもの退所時にプレゼントされることになる成長記録（アルバム）の制作に関して、施設としての標準的な仕組みづくりが望まれます。

各ホームの玄関に意見箱を設置し、子どもから寄せられた意見についての検討と当該結果の開示までがきちんとなされています。しかし、子どもが主体的に行事の企画や運営に携わることにはできていないので、改善が望まれます。

行事等が過多にならないように配慮され、かつ、行事等への参加については、子ども自身の意思が十分に尊重されています。

子どもの興味や趣味については各ホーム担当職員が十分に把握していますが、子どもが自発的に活動できる工夫が不十分なため、改善が望まれます。

子どもが希望すれば、子ども会の行事や校区の運動会、学校での部活動などへの参加が認められています。他方、子どもの要望に応じた図書等が十分に設置されておらず、自由な閲覧もできていないため、改善が望まれます。

高校生に対する個別指導は実施されていますが、一定の生活費の範囲で生活することを学ぶことのできるプログラムが未整備です。速やかな整備と活用が望まれます。

毎月の小遣いについては、小遣い帳を利用してホーム担当職員が管理しています。また、市販のテキストブックを参考として「自立へ向けて」というシートを作成し、働くことやお金に関することについての支援体制が整えられています。

(9) 学習・進学支援、進路支援等	第三者 評価結果
学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	b
「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
職場実習や職場体験等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
(特に評価が高い点、改善が求められる点)	

子どもの忘れ物や宿題の未提出がないように、各ホーム担当職員が支援しています。また、宿題の指導についても、各ホーム担当職員が個別対応にあたり、学習習慣が身につけられるように努力されています。他方、主として中学生の学習指導のため、学習ボランティアの協力が得られており、ボランティア記録は保育士日誌や児童指導員日誌の中に洩れなく綴られています。

4月から5月にかけて、小学校や中学校の先生による家庭訪問が行われるとともに、必要があれば、児童指導員による学校訪問や電話連絡を通じて、先生との十分な連携が図られています。

希望者は全て高校に進学しており、学習塾に通いたい中学生にはそれが認められており、子どもたちにとっての学びの機会が平等に保障されています。一方で、静かに落ち着いて学習できるような環境が一部のホームでは整備されているものの、未整備のホームもありますので今後の改善が望まれます。

進路選択に当たっては、必要資料の収集や提供、十分な話し合いが行われ、親・学校・児童相談所等の意見も十分に聞くなどの連携が取られています。さらに、奨学金制度を進学希望の子どもに紹介し、施設内での進路希望調査を作成した上で、職員会議において全職員に周知するといった取り組みが行われています。近年において、専門学校進学のために措置延長を行ったり、高校中退した卒園児を自立支援ホームに措置変更させたりといった積極的な支援が行われています。

各種資格取得に積極的に取り組まれ、日商簿記やワープロ検定、危険物取扱者、英検などの資格取得がなされています。

子どもの希望に応じてアルバイト等の就労体験の機会を設けることにより、労働を通じた社会体験をさせるとともに、アルバイト収入を進学費用や就職支度費用に充当することができています。

職場実習に対する実施規程が未整備である上に、実習先や体験先の開拓に積極的に取り組んでいるとは言えません。学校任せにせず、施設側でも一定の努力が求められます。

(10) 行動上の問題及び問題状況への対応	第三者 評価結果
子どもが暴力・不適応行動などの問題行動をとった場合に、行動上の問題及び問題状況に適切に対応している。	b
施設内で子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	b
虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。	b
(11) 心理的ケア	
心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
(特に評価が高い点、改善が求められる点)	

子どもが問題状況を引き起こしたときは、児童指導員が問題行動をとった子どもと1対1で相談室での話し合いに臨み、当該児の癒しの場になり、当該ケースが放置されないよう十分に配慮されています。話し合いの内容は職員会議で報告され、全職員に周知が図られています。特に、問題行動を繰り返す子どもに関しては、児童相談所や専門医療機関等とのケース会議を繰り返し行い、根気強い支援が心掛けられています。

職員会議の際に、職員同士による倫理綱領の読み合わせが行われていますが、他人に対する配慮の気持ちや接し方が文章化されていないので、マニュアル等の整備が望まれます。

施設内での問題発生を未然に防ぐために、ケア向上委員会が中心となって施設内の構造や職員配置等について点検が実施されています。

CAPワークショップを年1回実施することによって、人権に対する子どもの意識向上が図られています。権利擁護の基準について職員会議で検討するほか、研修会に職員を派遣することによって情報収集を行っており、施設として、早期の基準策定が目指されています。

各ホームにおける生活グループの構成については、発達障がい児や兄弟姉妹児などを十分に考慮しつつ、可能な限りバランスのとれたグループ分けがなされています。

子ども間での暴力やいじめが発覚した場合には、施設長が中心となって解決に向けての努力がなされています。しかし、全職員が適切に対応できるようなマニュアル等が整備されていないので、改善が望まれます。

強引な引き取りへの対応方法について全職員に周知されていますが、マニュアル等が整備されていないので、改善が望まれます。引き取りの際は、事前に1週間程度の長期外泊訓練を実施した上で、児童相談所との連携も十分に行われています。

心理的支援を行うことのできる臨床心理士が配置されているだけでなく、施設内の保育士や看護師、児童指導員といった専門職間の多職種連携が図られています。今後は、関与していない職員とも積極的に必要な情報の共有化を図ることによって、さらに有効な支援が期待されます。

心理的ケアを必要とする子どもへの対応に関するスーパーバイザーが不在です。このためにスーパービジョンが実施されていないので、今後の体制整備が望まれます。

(12) 養育の継続性とアフターケア	第三者 評価結果
措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮した対応を行っている。	b
家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰後の支援を行っている。	b
できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	b
子どもが安定した社会生活を送ることができるよう退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
(特に評価が高い点、改善が求められる点)	

措置変更にあたってケース会議が開催され、児童相談所等との協議の上、適切な措置変更のタイミングや措置変更後の生活等について具体的な検討が行われ、かつ、措置変更前の援助も適切に行われています。

他の施設や里親への移行にあたっては詳細な引継文書が作成された上で、申し送り会議も適切に行われています。今後、それらのマニュアル化が望まれます。

措置変更した後も子どもが相談できるように、各ホーム担当職員が施設の窓口となっています。また、措置変更時に口頭で、子どもに対して、その後の相談方法や担当者についての説明が行われ、施設で作成した文章ではありませんが、「施設から社会へ羽ばたくあなたへ」という冊子がプレゼントされています。

子どもの退所にあたってはケース会議を開催し、本人や保護者の意向も踏まえて児童相談所等と協議しつつ、適切な退所時期並びに退所後の生活について検討されています。

家庭復帰後の子どもや家族の状況把握や支援などが十分ではありませんが、可能な限りアフターケアに取り組んでおり、児童相談所との連携によって、自立支援ホームの入所児童の手帳取得を実現した例もあります。また、平成25年度より退所後の記録整備に着手され、将来的には、個人別に作成しているフェイスシートとケース記録を補完する位置づけでアフターケア記録の整備が予定されています。これが実現されれば、入所時から退所後に至るまでの詳細な個人記録作成が可能になり、早期の整備が望まれます。

退所後も、子どもや保護者が相談できる窓口を設置しており、退所後の相談を受けることが可能である旨を本人並びに保護者に口頭で伝えていきます。将来的には施設として、子どもと保護者それぞれに渡す文書の作成を目指しており、早期の作成が望まれます。

高校卒業して進学・就職した子どもであっても、不安定な生活が予測される場合には、必要に応じて措置延長（18歳から20歳へ）することによって支援を継続しています。また、高校中退の子どもについての措置継続を実施し、適切な支援を行っています。

子どもとの面接を通じて子どものニーズ把握に努め、年度末に全員についてのアセスメント表を作成することによって、自立に向けた適切な支援を行っています。

OB会はありませんが、退所者が集う機会や退所者と職員並びに入所児童とが交流できる機会として、新年会や祝膳が設けられています。

2 家族への支援

(1) 家族とのつながり		第三者 評価結果
児童相談所や家族の住む市町村と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりを行っている。		b
子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを積極的に行っている。		b
(2) 家族に対する支援		
親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。		b
(特に評価が高い点、改善が求められる点)		

児童指導員との兼務とはなっているものの、家庭支援専門相談員としての役割が職務分担表において明示されています。必要に応じて家庭訪問をする他、面会・外出・一時帰宅後の子どもの様子を注意深く観察し、家族からの不適切なかかわりの発見に努めています。また、子どもが家族との交流を望む場合には、積極的に支援されています。

面会・外出・一時帰宅の際には、予め「面会・外出（泊）願」を提出させており、その記録もきちんと保管されています。また、子どもの進学や就職といった節目において保護者を含めたケース会議が開催され、ケース記録が残されています。

一時帰宅時の子どもの様子については、子どもが施設に戻ったときに保護者対して口頭での確認を行い、ケース記録が残されています。

親子が必要期間にわたって一緒に過ごせるような宿泊設備は施設内に設けられておらず、今後もその予定はありませんが、その設置検討が望まれます。

被虐待児など特別の配慮が必要な子どもが少なくありませんが、これらの子どもについてはケース会議で繰り返し検討され、児童相談所との協議を欠かすことなく行い、児童指導員日誌に当該記録が残されています。

親子関係の再構築のために、早期に保護者等への家庭訪問を実施することは容易ではありませんが、継続的にケース会議を開催することによって関係者間の合意形成が図られています。また、再構築に繋げられる週末帰宅については、子どもの要望があれば柔軟な対応が心掛けられています。

3 自立支援計画、記録

(1) アセスメントの実施と自立支援計画の策定		第三者 評価結果
子どもの心身の状況や、生活状況を把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、子どもの個々の課題を具体的に明示している。		b
アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。		b
自立支援計画について、定期的実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施している。		b
(2) 子どもの養育・支援に関する適切な記録		
子ども一人一人の養育・支援の実施状況を適切に記録している。		b
子どもや保護者等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行っている。		b
子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行っている。		b
(特に評価が高い点、改善が求められる点)		

子どもの心身の状況や生活状況等が定めた統一様式に従って記録されています。しかし、アセスメントの定期的な見直しの時期と手順が明文化されていないので、改善が望まれます。

アセスメントは、子どものホーム担当職員をはじめとして、臨床心理士や家庭支援専門相談員などが参加するケース会議で合議して行われています。

自立支援計画策定の実質的な責任者は主任児童指導員とされていますが、職務分担表にはその旨が明記されていません。また、自立支援計画策定するための一定の手順が明文化されていませんので、マニュアル等の作成が望まれます。

児童相談所と援助方法等について打ち合わせを行い、児童相談所援助指針の内容を自立支援計画に反映させています。また、策定した自立支援計画は家庭支援専門相談員が児童相談所に提出し、情報の共有化を図っています。

自立支援計画の見直しの際は、各ホームでのミーティングや合同ミーティングにおいて支援方法を振り返り、自己評価がなされ、最終的には施設全体の支援向上に反映されています。しかし、自立支援計画の見直しについての手順やその内容を関係職員に周知する手順に関するマニュアルが整備されていないため、改善が望まれます。

アセスメントと計画の評価・見直しは原則として4ヶ月に1回実施されており、緊急の見直しについては必要に応じて実施されています。

自立支援計画に基づく養育や支援が実施されていることは、ケース記録において、子どもの強みや長所などに配慮しながら詳細に記述されています。しかし、記録内容の書き方については、家庭支援専門相談員が口頭で指導するのにとどまっていますので、記録要領の作成などのマニュアル化が必要と考えられます。

記録管理についての責任者が明確に定められていませんし、様々な記録の保存や廃棄に関する規程並びに情報開示を請求された場合に関する規程も定められていないので、改善が望まれます。

平日の毎朝、申し送りの時間が設けられ、その後、各ホームへの情報伝達が行われています。また、各ホームでのミーティングやケースファイルの閲覧によって、必要とされる情報の共有化が図られています。

4 権利擁護

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮	第三者 評価結果
子どもを尊重した養育・支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取組を行っている。	b
社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	b
子どもの発達に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	b
子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。	c
子どもや保護者の思想や信教の自由を保障している。	a
(2) 子どもの意向への配慮	
子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、養育・支援の内容の改善に向けた取組を行っている。	b
職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組む。	b

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

法人の理念や基本方針に、子どもを尊重した養育や支援の実施について明示されています。また、そのような基本姿勢が管理規程にも定められていますが、全職員への周知までには至っていませんので、職員会議等での周知が望まれます。

被措置児童虐待防止については、「体罰及び不適切なかかわりの防止規定」が平成21年に施行されており、職員に周知徹底されています。今後、子どもの尊重や基本的人権への配慮に関する園内研修や勉強会の積極的な開催が計画されています。

施設での養育並びに支援内容を振り返って検証する機会として、各ホームのミーティングや職員会議におけるケース検討会が行われています。しかし、職員が必要に応じてスーパーバイザーを受ける環境が整備されていないので、外部からスーパーバイザーを招聘するなどの工夫が望まれます。

熊本ライフストーリーワーク研究会主催の勉強会に平成25年度より参加して、子どもの発達に応じて、子どもの出生や生い立ち等について本人に知らせる際の技法を学ぶとともに、その内容が職員会議において報告されています。今後、施設としての取り組み方法の確立が望まれます。

子どものプライバシー保護に関する規程やマニュアルが整備されていないので、改善が望まれます。その際、施設の子どもに届いた手紙や荷物の開封に関しても、具体的な規程整備が必要であると思われる。

施設において特定の宗教的活動を強要することはなく、入所時に「児童の諸活動について」によって予め保護者の意向を把握し、個々人の宗教活動を尊重しています。

子どもの意向調査は、各ホームで4ヶ月に1回実施されています。また、各ホームの玄関に備え付けられた意見箱の有効活用も行われています。さらに、子どもや保護者の意向把握のために、地域の子ども会や校区の学級懇談会、PTA総会に施設職員が定期的に参加しています。今後、施設のユニット化が進めば、ユニット単位での子ども参画のもとでの検討会議の開催も有効であると思われる。

各ホームのユニット化を契機として、子どもが自らの生活における様々な問題や課題について、主体的に検討する機会を日常的に確保できるよう努力されています。

(3) 入所時の説明等	第三者 評価結果
子どもや保護者等に対して、養育・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報の提供を行っている。	a
入所時に、施設で定めた様式に基づき養育・支援の内容や施設での約束ごとについて子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	b
(4) 権利についての説明	
子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	b
(5) 子どもが意見や苦情を述べやすい環境	
子どもが相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、子どもに伝えるための取組を行っている。	b
苦情解決の仕組みを確立し、子どもや保護者等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させている。	a
子ども等からの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。	b
(6) 被措置児童等虐待対応	
いかなる場合においても体罰や子ども的人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a
子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	b

(7) 他者の尊重	
様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>インターネット上には施設のホームページが公開され、随時更新されています。また、園紹介のしおりや広報紙「きっず」によって施設紹介がなされ、誰にでも理解できるような内容で構成されています。見学希望者への対応もきちんと行われています。</p> <p>入所時に「入所にあたって」を配布して、子ども並びに保護者に対するわかりやすい説明が心掛けられています。なお、今後の課題として、内容を充実させた「入所にあたって(改訂版)」の作成と入所時の説明手順等を定めたマニュアル作成が考えられます。</p> <p>子どもの分離体験からの回復に関する課題への対応策として、「ライフストーリーワーク」の活用が考えられています。</p> <p>入所相談から施設での生活が始まるまで、子どもや保護者への対応についての規定がないため、所定のマニュアル整備が望まれます。</p> <p>CAPワークショップの活用によって、権利についての子どもたちの理解が深められるよう努力されています。また、職員が外部研修会に参加して子どもの権利に関して学んだあと、職員会議で報告することによって職員間での周知徹底が図られています。</p> <p>子どもが複数の相談方法や相談相手の中から自由に選べることを、各ホーム担当職員がわかりやすく説明しています。しかし、子どもに配布すべき文書が作成されていないので改善が望まれます。苦情解決システムがしっかりと構築されており、これに関するマニュアルも整備された上で、苦情解決の仕組みを説明した掲示物が各ホームに掲げられています。</p> <p>意見や提案を受けた際の記録方法や報告手順等を定めたマニュアルがあるにもかかわらず全職員に周知されていません。職員会議等での再度の周知が望まれます。就業規則や「体罰及び不適切なかかわりの防止規定」に体罰等の禁止が明記され、かつ、具体例も列挙されています。外部研修によって、施設職員が「コモンセンスペアレンティング」の手法を学び、不適切なかかわりによらない援助技術の習得が目指されています。被措置児童等虐待の届出・通告制度についての対応マニュアルが未整備ですので、早急な整備が望まれます。</p> <p>異年齢交流の機会が乏しいため、そのような機会を設けられるよう検討することが望まれます。</p>	

5 事故防止と安全対策

	第三者 評価結果
事故、感染症の発生時など緊急時の子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させている。	b
災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行っている。	a
子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い、子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。	b
(特に評価が高い点、改善が求められる点)	

施設への不審者の侵入等に対する対応については、「子供ホーム防犯マニュアル」や「危機管理・安全対策フローチャート」による対応が決められています。平成25年度は不審者の侵入を想定した訓練に警察署職員を呼び、よりリアルで全職員参加による実地訓練を実施し、職員の対応についての共通認識を図るよう計画されています。なお、職員の自己評価によると、マニュアル等の内容や存在を理解していない職員が見受けられましたので、職員研修会等で更に周知されることが求められます。

施設は住民自治会に加入し、地域の消防署、警察、消防団等との連絡会の実施や避難訓練等に参加しており、施設の災害時には、地域の住民や関係機関の必要な協力が得られるよう努力されています。また、職員が地域の消防団にも加入し活動しており、種々の協力が得られやすい環境を作っています。

ヒヤリハット事例については、事故報告書を提出させ、すぐに対応するとともに、その原因等について職員会議で話し合い要因を分析し再発防止に努めています。

施設内の建物設備等の点検や施設内外の危険個所等の把握については、月1回、遊具点検実施設設備品点検記録表により定期的に行うとともに、施設外での危険個所等については、法人の防犯システムや学校や地域の警察署よりの情報を把握し、子どもや職員に提供する体制がとられています。

感染症対応マニュアルが整備されていません。現状では、看護師による個別の事例に対するマニュアルはありますが、全職員が共通するものはありません。現在、マニュアルを策定する準備をされているということですので早急な整備が望まれます。

施設では小規模化を進めるに当たり、ユニット化が推進されていますが、職員の分散化という視点から、事故防止や安全対策については、職員全体への周知徹底と体制の変化に伴った確かな対応が行えるよう、マニュアル等の整備が望まれます。

6 関係機関連携・地域支援

(1) 関係機関等の連携		第三者 評価結果
施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有している。		b
児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。		b
幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校など子どもが通う学校と連携を密にしている。		a
(2) 地域との交流		
子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを行っている。		b
施設が有する機能を地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。		b
ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備している。		b
(3) 地域支援		
地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。		b
地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。		b
(特に評価が高い点、改善が求められる点)		

児童相談所や学校との積極的な連携が実践されています。児童相談所とは子どもや家族の情報を相互に提供し、情報の共有化に努めています。学校との連携については、職員は日頃から学校のPTA活動に参加し、子どもの状況を把握するとともに、小・中学校とは5月の家庭訪問の時期に関係教師全員が来園により連絡会が毎年開催され、子どもの学校等での生活状況や課題が共有されています。また、学校行事に施設の備品を貸し出したり、学校の職員研修に心理職等の職員の派遣も行われています。

施設職員が校区自治会の運営委員や行事の際の実行委員に就任し地域との交流が図られています。地域の諸行事の企画の段階から当日の運営、片付けまで参加しており、地域住民から受け入れられ、頼りにされている存在になっています。また、校区独居老人昼食会、校区おせち宅配、シルバー独身者ひな祭り会等に施設の機能を提供しており、施設と地域住民と子どもとの交流を図り、施設に対する理解を深めて貰うとともに、施設の地域解放にも努めています。

行事等へのボランティアの受け入れは多く行われていますが、受け入れに関するマニュアルが整備されていません。職員参画のもとに窓口担当者等を定めたマニュアルを策定し、ボランティアの受け入れ体制を整備されることが望まれます。また、職員の自己評価によると、施設のボランティアの受け入れに関する基本姿勢や受け入れ手続き等を理解していないとの回答が多くみられ、職員研修等での周知が望まれます。

地域支援については、地域の子育て支援ネットワーク「ほっとネット砂取」の活動に協力する等の活動実践はありますが、施設が有する専門性を生かした地域の子育て相談会や子育て講演会を開催する等の工夫が望まれます。

7 職員の資質向上

	第三者 評価結果
組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	b
職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	b
定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させている。	b
スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援している。	b
(特に評価が高い点、改善が求められる点)	

定期的な職員研修が実施されていることは評価できますが、今のところ、職員一人一人についての個別の研修計画がありません。今後の施設の小規模化や地域解放化等に対応できる人材の育成のため、職員一人一人の知識や技術水準を具体的に把握したうえで、職員個別の研修計画を策定され、必要な人材育成に取り組まれることが望まれます。

職員の資質向上のための施設内での研修会は実施されていますが、その計画性において課題が感じられます。次年度の事業計画の策定の際に、職員研修についても当該年度の研修テーマ等の年間計画を策定し、研修を計画的に実施していく必要がありますが、そのようなプロセスがありません。研修の実施については、当該年度の施設の基本方針に沿ったテーマについて職員会議等で協議・決定したものを実施し、その研修成果の評価・見直しを行い、次年度の研修計画に反映させる取り組みが望まれます。また、職員の自己評価によると、一部職員の中で職員研修の意義等を理解していない状況が見られます。職員会議等の機会を利用し、徹底した理解が得られるような取り組みを期待します。

スーパービジョン体制については、職員への周知が不足しているように感じられます。職員の自己評価によると、「横のつながりはあるが、縦のつながりが出来ていないと感じる」「いつでも相談に乗ってくれるのか不安」といった意見もあり、施設長や基幹的職員へいつでも相談できる体制を整備し、職員会議等で周知することが求められます。

8 施設の運営

(1) 運営理念、基本方針の確立と周知	第三者 評価結果
法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割が反映されている。	b
法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針が明文化されている。	b
運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	c
運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	c
(2) 中・長期的なビジョンと計画の策定	
施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画が策定されている。	b
各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。	b
事業計画を、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。	b
事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b
事業計画を子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	c
(特に評価が高い点、改善が求められる点)	

中・長期計画において、国の方針である「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進」に沿い、施設の小規模化と施設機能の地域分散化が計画されています。計画によると、平成25年度に施設内に小規模グループホームが1か所整備され、平成26年度以降に本体施設の定員減、小規模グループホームの追加整備、平成28年からは地域小規模児童施設も整備されるよう計画されており、より家庭的な環境の中できめ細やかな支援を行うこととされています。なお、計画には施設の小規模化の中での養育・計画の質の向上への取り組みや、そのための職員体制、人材育成等の目標や方向性についても明確にしていくことが望まれます。

施設の運営理念については、養育方針としてホームページには記載されていますが、パンフレットや事業計画書への明示がありません。職員に対しては年度当初の職員会議において周知されるということですが、明文化されたものを配布し、職員会議等で説明し、職員間での共通認識を図ることが求められます。運営理念は職員の行動規範となるものであることから職員研修等の機会を利用し、徹底した理解を得るための取り組みが求められます。なお、一部職員の理解が不十分な要因として、養育方針が運営理念であるということが理解しにくいということが考えられます。

運営理念についての保護者や子どもへの説明については十分とはいえません。保護者については面談そのものが難しい状況ですが、何らかの機会を捉え説明をするか、事業計画書や広報誌等を配布する等の方法で周知されることを期待します。子どもへの周知については、ほとんど説明がなされていない状況が伺えます。年度当初や機会あるごとに説明することが望まれます。なお、障害のある子どもや低年齢児等に対しては、分かり易い説明資料を作成する等の工夫が求められます。

(3) 施設長の責任とリーダーシップ	第三者 評価結果
施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼をもとにリーダーシップを発揮している。	b
施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードしている。	b
施設長は、養育・支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	b
施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。	b

(4) 経営状況の把握	
施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。	b
運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。	b
外部監査（外部の専門家による監査）を実施し、その結果に基づいた運営改善が実施されている。	c

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

施設長は何事においてもリーダーシップを発揮し、施設運営や業務の効率化と改善、支援の質の向上、職員の質の向上など、積極的に取り組む姿勢が伺われます。全国や九州、県内で開催される研修会や会議等に参加して施設経営を取り巻く環境や社会的養護を巡る様々な状況、情報を把握し職員へ周知しています。また、施設の小規模化と施設機能の地域分散化についても中・長期計画に添い取り込まれています。

「社会福祉法人審査基準」に定めた外部監査については実施されていませんが、財務状況、施設経営や労務管理等について、法人が契約をする弁護士、公認会計士、社会保険労務士から指導を受ける体制を持ち、行政監査以外に専門家との顧問契約により、指導・助言を受ける体制は整備されています。なお、今後は定期的に外部監査を受けることが望まれます。

(5) 人事管理の体制整備		第三者 評価結果
施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。		b
客観的な基準に基づき、定期的な人事考課が行われている。		c
職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。		b
職員処遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行っている。		b
(6) 実習生の受入れ		
実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組をしている。		b
(特に評価が高い点、改善が求められる点)		
<p>職員に対する福利厚生については、福利厚生センターへの加入や独立行政法人福祉医療機構及び県社会福祉協議会の退職共済に加入しており、充実していると認められます。</p> <p>職員の自己評価によると、有給休暇の取得や時間外労働等に関する悩みが寄せられています。これは管理者等との意思の疎通が少ないこともその要因として考えられます。職員の悩みや意向を把握するための管理者等による定期面接の実施や相談窓口の設置により、職員の日々のストレスが蓄積せず安心して就労できる体制の整備が望まれます。</p> <p>現在人事考課は行われておらず、施設長が職員の平常業務等から判断していますが、今後は考課基準を職員へ明らかにし、客観的な基準に基づいた人事考課の導入が望まれます。</p> <p>実習生受け入れについては、実習指導者を養成し、窓口担当者も決め手順に沿って受け入れがなされていますが、明文化した受け入れマニュアルがありません。実習生の受け入れに関する意義・方針等を明文化し、事前説明等の具体的な内容が記載されたマニュアルを整備されたうえでの受け入れが望まれます。</p>		

(7) 標準的な実施方法の確立		第三者 評価結果
養育・支援について標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って行っている。		b
標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを施設全体で実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行っている。		c
(8) 評価と改善の取組		
施設運営や養育・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させている。		b
評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立て実施している。		c
(特に評価が高い点、改善が求められる点)		
<p>養育・支援の標準的な実施方法については、平成20年度に保育士業務マニュアルが策定され、その中で指導目標や標準的な日課表が定められ、職員はその日課等に基づき支援を行ってききましたが、その見直しがなされず、現在では活用がされていない状況にあります。職員の自己評価では、「職員間で支援にバラツキがある」等の意見が出されており、職員の支援の標準化を図るためにも、早急なマニュアルの改訂・整備が求められます。また、マニュアルの日課表等の内容については、毎年の事業計画の策定時に検討し、必要な見直しが行われることが期待されます。</p> <p>自己評価については、平成24年度より実施されていますが、評価結果を分析・検討し、改善策を得るところまでは至っていません。今後は自己評価、第三者評価の結果について、平成25年度に立ち上げられたケア向上委員会を中心に全職員が共通認識を持てる場を設け、どのような見直しを進めていくのか、課題の改善策や改善実施計画を策定し、さらにサービスの質の向上に向けた取組を強化されることが期待されます。</p>		